

○弟子屈町ケーブルテレビ施設設置条例施行規則

弟子屈町ケーブルテレビ施設設置条例施行規則

平成22年12月14日  
弟子屈町規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、弟子屈町ケーブルテレビ施設設置条例（平成22年弟子屈町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入申込)

第2条 条例第7条第1項に規定する加入の申込をしようとする者は、弟子屈町ケーブルテレビ施設加入申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による加入申込に対する承認は、送信の開始をもって通知に代えるものとする。

(工事の範囲)

第3条 条例第8条第1号に規定する引込工事及び宅内工事の範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 引込工事 光信号変換器（以下「V-ONU」という。）の取り付け及びクロージャーからV-ONUの入力端子までの引込配線、接続調整等において、追加の支柱、装着金具、配線を用いずに工事ができる範囲とする。

(2) 宅内工事 V-ONUの出力端子以降の宅内配線、機器の接続調整等とする。

(伝送路設備の拡張)

第4条 条例第8条第2号に規定する伝送路設備の拡張に関する工事の範囲は次のとおりとする。

(1) 開発行為及びこれに準ずる行為に伴う工事

(2) 国、地方公共団体等の行う工事

(3) その他土地改良事業等の法令に基づく工事

(4) 加入者の要請に基づく工事

2 工事は町が施工し、工事費は町長が決定する。

3 当該工事を要請した者は、町長が発行する納入通知書により工事費を納入するものとする。

4 拡張した伝送路設備は、無償で町に帰属するものとし、管理は町が行うものとする。

(工事の施工)

第5条 ケーブルテレビ施設の利用に必要な設備工事は町長が認める業者が施行するものとする。

(設備の変更)

第6条 条例第9条第1項に規定する設備の変更をしようとする加入者は、弟子屈町ケーブルテレビ施設設備変更届（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(加入者の地位の継承)

第7条 条例第13条に規定する加入者の地位の継承があったとき、加入者の地位を継承した者は、弟子屈町ケーブルテレビ施設加入者変更届（別記様式第3号）により速やかに町長に届け出なければならない。

(日本放送協会が行う放送)

第8条 加入者は、ケーブルテレビ施設で再送信を行うテレビジョン放送のうち、日本放送協会による放送については、別途受信料を支払わなければならない。

2 前項の受信料については、加入者と日本放送協会間の契約によるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

弟子屈町ケーブルテレビ施設加入申込書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者 住 所

氏 名 印  
(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先 (電話)

弟子屈町ケーブルテレビ施設に加入したいので、弟子屈町ケーブルテレビ施設設置条例第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

加入者	設置箇所	弟子屈町
	区分	住宅 一戸建・アパート等・町営住宅・その他 ( ) 事務所等 ( )
	氏名又は名称	
	連絡先 (電話)	

※設置する建物の所有者が申請者と異なる場合は、所有者の承諾を得てください。ただし、町営住宅を除く。

私が所有する上記建物について、ケーブルテレビ施設の接続に係る工事を行うことを承諾します。

建物所有者 住 所  
氏 名

印

弟子屈町ケーブルテレビ施設設備変更届

年 月 日

弟子屈町長 様

加入者 住 所

氏 名 印  
(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先 (電話)

弟子屈町ケーブルテレビ施設の設備を変更したいので、弟子屈町ケーブルテレビ施設設置条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

記

変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日
摘要	

弟子屈町ケーブルテレビ施設加入者変更届

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者 住 所

氏 名 印  
(自署の場合は、押印を省略できます。)

連絡先 (電話)

弟子屈町ケーブルテレビ施設加入者に変更がありましたので、弟子屈町ケーブルテレビ施設設置条例第13条の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

記

	変更前	変更後
住所		
氏名		
変更理由		
変更年月日	年 月 日	
摘要		